令和3年度県民意見の提出状況について

宮城県

川内沢ダム建設事業の公共事業再評価に係る県民意見提出状況等は,下記のとおりです。

記

- 1 意見募集期間 令和3年5月24日(月)から令和3年6月22日(火)まで
- 2 意見提出方法 郵便、ファクシミリ、電子メール
- 3 関連情報の提供手法及び周知方法
 - (1) 関連情報の提供手法
 - イ 県ホームページ
 - ロ 県政情報センター (県庁) での公表
 - ハ 県政情報コーナー(仙台以外の各地方振興事務所及び各地方振興事務所地域事 務所)での公表
 - ニ 宮城県議会図書室での公表
 - (2) 周知方法
 - イ 新聞

5月2日「県からのお知らせ」欄に掲載

- ロラジオ
 - (イ) TBCラジオ「ラジオ県民だより」放送2回 6月5日(土),6月12日(土)の放送枠内
 - (p) Date fm「アラウンド・ザ・ミヤギ」放送2回 6月11日(金),6月15日(火)の放送枠内
- ハ メールマガジン

宮城県メールマガジン「メルマガ・みやぎ」第866号(5月28日)

- ニ フェイスブック 宮城県フェイスブックに掲載(5月24日)
- ホ 市町村広報誌
 - (イ) 「広報なとり」令和3年5月号に掲載
 - (ロ) 「広報いわぬま」令和3年5月号に掲載
- へ チラシ配布 県庁総合案内,県庁県政広報展示室でのチラシ配布
- 4 意見提出件数

1 件

5 提出された意見の概要

	事業名	意見の概要
1	川内沢ダム建設事業	【意見の概要について】 ①令和元年東日本台風でも被害があった中流域の記述が薄い。 ②改修が待たれる中流域において、ダムが完成するまで、 もしくはダムが完成した後に発生する洪水がどの程度軽減 するか明確にして頂きたい。 ③ダム建設の進行、中流域の改修をどのように進めるのか 記載するべき。
		【調書の内容について】 <事業の必要性について> ①令和元年東日本台風により、中流域の広い範囲で一定の被害があったが、原因の一つである「中流域のボトルネック」についての記載がない。また、ダムは上流部であるが、洪水などの軽減を図る目的であれば、中流部での洪水被害をどのように捉えているのか記載するべき。 ②「増田川・川内沢川総合改修整備促進協力会」の要望では、ダムの早期完成だけではなく、中流域の早期改修の要望なども含まれた請願が、名取市議会に提出され、全会一致で可決している。また、地域の雨水排水のために中流域の改修が必須と捉えている。 ダムが出来ることで、中流域の水害の軽減が図られるのであれば、ダム建設地区の住民だけではなく、中流部付に変見を聞いたり、進捗を示すことが求められている。(地域住民によって、県で説明に来た、来ていない等の声がまちまちになっている。) <事業の有効性について> ①ダムを建設することで、直近の令和元年東日本台風がどの程度軽減されるのか示した方が分かりやすいのではないか。 ②これまでの名取市議会での市長答弁 促進協力会の席で
		②これまでの名取市議会での市長答弁,促進協力会の席での県による説明では、まずはダム完成が優先であるとのことであった。ダム建設を否定するものではないが、中流域の住民感情とズレがあるようにも思える。 ダムの完成が中流域に対して、どのような効果を及ぼすのか明確に数字も上げながら記載するべき。

<短期的事業計画書について>

①川内沢川中流域の改修については、ダム完成後に着手出来るように調整を継続する予定と記載しているが、この「着手」が何を示しているのか分からない。可否判断なのか、研究を始めることなのか、具体的な検討なのか読み取ることが出来ない。表現が曖昧なので、中流域の住民の不安にもつながるため、はっきりと具体的、明確に示すべきである。

中流域の改修への時間的な損失を極力少なくして,ダム 完成後に建設工事に着手するため,現段階から調査に着手 するくらいのことを示して頂きたい。また,中流域に対し て説明すべきである。

6 事業担当課の見解

	事業名	事業担当課の見解
1	川内沢ダム建設事業	【意見の概要について】 ①本調書は川内沢ダムを整備するための事項について記載しております。流域全体の計画としては、調書の5ページ、代替案との比較検討の欄に記載しているとおり、中流域を含めた流域全体における課題等を踏まえた比較検討を行い、「ダム+現河道拡幅+放水路案」を選定しており、中流域の整備については、将来の川内沢川河川改修事業に含まれるものと考えております。
		②川内沢ダムによる洪水の軽減効果については、流域内の地点毎の試算は行っていませんが、調書の5ページ、事業効果の欄の、「想定される事業効果」に記載のとおり、ダム地点において基本高水40㎡/sのうち、37㎡/sの洪水調節を行う計画となっており、中流域も洪水の軽減効果が期待されます。
		③ダム建設の進行状況については、調書の4ページ、【事業の進捗状況】及び【今後の進捗の見込み】に記載のとおりです。 また、中流域の改修の進め方については、調書の21ページ、参考資料3の短期的事業計画調書に記載のとおりです。

【調書の内容について】

<事業の必要性について>

①本調書は川内沢ダムを整備するための事項について記載しております。流域全体の計画としては、調書の5ページ、代替案との比較検討の欄に記載しているとおり、中流域を含めた流域全体における課題等を踏まえた比較検討を行い、「ダム+現河道拡幅+放水路案」を選定しており、中流域の整備については、将来の川内沢川河川改修事業に含まれるものと考えております。

なお、中流域のボトルネック等の課題については、調書の21ページ、参考資料3の短期的事業計画調書に記載のとおり、国道4号やJR東北本線の横断箇所が狭窄部となっていることを認識しており、技術的に高度な検討を要することや関係機関との調整に時間を要することから、川内沢ダムを優先的に施工しているものです。

②事業の進捗状況等については、毎年増田川・川内沢川総合改修整備促進協力会総会において、住民の皆様にも伝わるよう中流域を含む流域全体の行政区長等関係者の皆様に説明するとともに、広く県民の皆様にお知らせするため、県のホームページでも定期的に公開しております。

<事業の有効性について>

- ①現時点では、流量観測が十分でない区間もあることから、 令和元年東日本台風に係る水位低減効果の検証は行っておりませんが、ダム完成後は県内の他ダムと同様に洪水毎の 水位低減効果の検証を行い、結果を公表することとしております
- ②ダム完成による中流域を含む流域全体への被害軽減効果については、計画最大規模の降雨から小規模な降雨までの流量規模ごとに年間当たりの被害軽減額を算出し、調書の7ページ、年平均被害軽減額算出表に記載しております。

<短期的事業計画書について>

①中流域の改修については、調書の21ページ、参考資料3の短期的事業計画調書に記載のとおり、国道4号やJR東北本線の横断箇所が狭窄部であるため、技術的に高度な検討を要することから、ダム完成後に河川改修事業に着手できるよう関係機関と協議・調整を進めてまいります。

(土木部河川課)

(資料1:参考資料)

5 提出された意見の概要

意見の概要

【意見の概要について】

- ①令和元年東日本台風でも被害があった中流域の記述が薄い。
- ②改修が待たれる中流域において、ダムが完成するまで、もしくはダムが完成した後に発生する洪水がどの程度軽減するか明確にして頂きたい。
- ③ダム建設の進行,中流域の改修をどのように進めるのか 記載するべき。

【調書の内容について】

<事業の必要性について>

- ①令和元年東日本台風により、中流域の広い範囲で一定の被害があったが、原因の一つである「中流域のボトルネック」についての記載がない。また、ダムは上流部であるが、 洪水などの軽減を図る目的であれば、中流部での洪水被害をどのように捉えているのか記載するべき。
- ②「増田川・川内沢川総合改修整備促進協力会」の要望では、ダムの早期完成だけではなく、中流域の早期改修も含まれている。中流域の早期改修の要望なども含まれた請願が、名取市議会に提出され、全会一致で可決している。また、地域の雨水排水のために中流域の改修が必須と捉えている。

ダムが出来ることで、中流域の水害の軽減が図られるのであれば、ダム建設地区の住民だけではなく、中流部付近の住民に対しても説明会(年1回程度)などを開催し、意見を聞いたり、進捗を示すことが求められている。

(地域住民によって、県で説明に来た、来ていない等の声がまちまちになっている。)

<事業の有効性について>

- ①ダムを建設することで、直近の令和元年東日本台風がど の程度軽減されるのか示した方が分かりやすいのではない か。
- ②これまでの名取市議会での市長答弁、促進協力会の席での県による説明では、まずはダム完成が優先であるとのことであった。ダム建設を否定するものではないが、中流域の住民感情とズレがあるようにも思える。

ダムの完成が中流域に対して、どのような効果を及ぼす のか明確に数字も上げながら記載するべき。

<短期的事業計画書について>

①川内沢川中流域の改修については、ダム完成後に着手出来るように調整を継続する予定と記載しているが、この「着手」が何を示しているのか分からない。可否判断なのか、研究を始めることなのか、具体的な検討なのか読み取ることが出来ない。表現が曖昧なので、中流域の住民の不安にもつながるため、はっきりと具体的、明確に示すべきである。

中流域の改修への時間的な損失を極力少なくして, ダム 完成後に建設工事に着手するため, 現段階から調査に着手 するくらいのことを示して頂きたい。また, 中流域に対し て説明すべきである。

6 事業担当課の見解

事業担当課の見解

【意見の概要について】

①本調書は川内沢ダムを整備するための事項について記載しております。流域全体の計画としては、調書の5ページ、代替案との比較検討の欄に記載しているとおり、中流域を含めた流域全体における課題等を踏まえた比較検討を行い、「ダム+現河道拡幅+放水路案」を選定しており、中流域の整備については、将来の川内沢川河川改修事業に含まれるものと考えております。

②川内沢ダムによる洪水の軽減効果については、流域内の地点毎の試算は行っていませんが、調書の5ページ、事業効果の欄の、「想定される事業効果」に記載のとおり、ダム地点において基本高水40㎡/sのうち、37㎡/sの洪水調節を行う計画となっており、中流域も洪水の軽減効果が期待されます。

③ダム建設の進行状況については、調書の4ページ、【事 |業の進捗状況】及び【今後の進捗の見込み】に記載のとおりです。

また、中流域の改修の進め方については、調書の21ページ、参考資料3の短期的事業計画調書に記載のとおりでは。

【調書の内容について】

<事業の必要性について>

①本調書は川内沢ダムを整備するための事項について記載しております。流域全体の計画としては、調書の5ページ、 代替案との比較検討の欄に記載しているとおり、中流域を含めた流域全体における課題等を踏まえた比較検討を行い、「ダム+現河道拡幅+放水路案」を選定しており、中流域の整備については、将来の川内沢川河川改修事業に含まれるものと考えております。

なお、中流域のボトルネック等の課題については、調書の21ページ、参考資料3の短期的事業計画調書に記載のとおり、国道4号やJR東北本線の横断箇所が狭窄部となっていることを認識しており、技術的に高度な検討を要することや関係機関との調整に時間を要することから、川内沢ダムを優先的に施工しているものです。

②事業の進捗状況等については、毎年増田川・川内沢川総合改修整備促進協力会総会において、住民の皆様にも伝わるよう中流域を含む流域全体の行政区長等関係者の皆様に説明するとともに、広く県民の皆様にお知らせするため、 県のホームページでも定期的に公開しております。

<事業の有効性について>

①現時点では、流量観測が十分でない区間もあることから、 令和元年東日本台風に係る水位低減効果の検証は行っておりませんが、ダム完成後は県内の他ダムと同様に洪水毎の 水位低減効果の検証を行い、結果を公表することとしております

|②ダム完成による中流域を含む流域全体への被害軽減効果 |については、計画最大規模の降雨から小規模な降雨までの |流量規模ごとに年間当たりの被害軽減額を算出し、調書の |7ページ、年平均被害軽減額算出表に記載しております。

<短期的事業計画書について>

①中流域の改修については、調書の21ページ、参考資料3の短期的事業計画調書に記載のとおり、国道4号やJR東北本線の横断箇所が狭窄部であるため、技術的に高度な検討を要することから、ダム完成後に河川改修事業に着手できるよう関係機関と協議・調整を進めてまいります。

(土木部河川課)